

池田市いじめ防止基本方針

池田市

目次

はじめに	1
第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方	
1. いじめ防止の基本理念	2
2. いじめの定義	2
3. いじめの未然防止のために	2
(1) 社会全体の人権意識の向上	
(2) 子どもが主体となった集団づくり	
4. いじめの早期発見のために	3
5. いじめの対処について	3
(1) 事実の確認と被害者のケア	
(2) いじめの解消に向けて	
第2章 池田市としての取組	
1. 池田市いじめ対策組織の充実	4
2. いじめに関する専門家機関の設置	4
3. 重大事態に係る調査委員会の設置	4
4. 学校への指導・支援と教育委員会の取組	4
(1) 豊かな心と社会性を育てる教育活動の推進について	
(2) 教職員の資質向上に向けた取組について	
(3) 児童生徒の心のケアに向けた支援について	
(4) インターネットを介したいじめに対する取組について	
(5) 保護者・地域との連携について	
(6) 相談体制の整備とその周知について	
(7) 学校基本方針のPDCAサイクルの機能について	
第3章 市立学校における取組	
1. 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(1) 学校いじめ防止基本方針について	
(2) 学校いじめ防止基本方針の点検について	
2. いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
(1) 組織の構成と位置づけ	
(2) 組織の役割について	
3. 学校におけるいじめの防止等に関する取組について	6
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
第4章 重大事態への対応	
1. 重大事態の意味と対処の方針	8
(1) 重大事態の意味について	
(2) 重大事態の報告	
(3) 重大事態への対処について	
2. 重大事態における調査	9
(1) 調査の目的について	
(2) 調査組織について	
(3) 情報の提供及び報告について	
3. 市長による再調査（検証）について	10
(1) 再調査を行う機関の設置	
(2) 再調査をふまえた措置	

附則 いじめアンケートの保存期間について

池田市いじめ防止基本方針

はじめに

池田市は「教育のまち池田」として、「一人ひとりの生命と人権を大切にし、心のかようなみ」を基本理念の一つに掲げ、営々と教育に取り組んできました。

子どもたちは学校における教育活動や地域での取組を通し、関わりあいの中で互いを認め合い、自己の可能性を認識し成長していきます。このためには、子どもたちの日常生活が安心して生活できる場でなくてはなりません。

しかし、深刻ないじめが発生し、子どもたちの心身の健全な成長に大きな影響を及ぼし、その生命をも脅かす事態となっています。

いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命です。社会総がかりでいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない環境づくりを進めていかなければなりません。

いじめをなくすためには、単に子どもたちの関係を監視することだけではなく、子どもたちが他者を尊重し豊かにつながる力、すなわち社会を形成していくための大きな力を身に付ける必要があります。

そこで、池田市は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を組織的に推進するために、「池田市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この方針に基づき、池田市立学校及び関係機関をはじめとして、市民全体でいじめの防止に取り組んでまいります。

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1. いじめ防止の基本理念

いじめは、どの子どもの身にも起こりうる、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までも侵害する行為である。

子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合える人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域などすべての市民がそれぞれの役割を自覚し、協力して取り組むことが大切である。社会全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、いじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない環境づくりを進めていかなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめの未然防止のために

（1）社会全体の人権意識の向上

インターネットの普及など、子どもたちを取り巻く環境は激しく変化している。大量の情報に巻き込まれ、望ましい価値観を獲得しにくい社会となっている面がある。他人を笑いものにして楽しんだり、暴力を肯定し、自己と違うものを排除した

りするような風潮は大人社会にも顕著である。

いじめ防止のためには、まず大人が他者を尊重し、自覚と責任ある行動をとることが大切である。

(2) 子どもが主体となった集団づくり

いじめを生み出さないためには、互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要である。そのためには、大人の適切な配慮により、子どもたち自身がその力を身に付けることが不可欠である。

学校ではさまざまな教育活動の中で、子どもたちが他者を理解し、多様な人間関係を築いていく力を身につけることが求められる。そのためには、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、教職員が一体となり、組織的にその責任を果たす必要がある。

また、塾やスポーツクラブなど、学校外における子どもたちの集団においても、その活動を主宰する大人は、子どもたちが互いを尊重できる関係を築くことができるよう配慮しなければならない。

4. いじめの早期発見のために

いじめは、大人の目に付きにくい場所や時間で行われる。また、一見するとふざけあっているように見えることもある。いじめを疑い、いじめられているのではと、その子どもに聞いてみても、さまざまな要因からそれを否定する子どもも少なくない。

いじめを早期に発見するためには、小さなサインを見逃さないことが重要である。ちょっとした表情の変化や、目撃した事象、登校時の様子など、さまざまな情報を集約していくことが大切である。このことにおいて学校教職員の責務は大きいことは言うまでもないが、保護者、子どもに関わる大人はそういった意識を常に持ち、気になることがあればすぐに学校等へ連絡できる体制を整えなければならない。

あわせて、子どもが安心して相談し、いじめの解決につながる相談体制の整備が大切である。

5. いじめの対処について

(1) 事実の確認と被害者のケア

いじめが疑われる事実が報告されたら、まずはいじめを受けた子どもの安全確保が最優先である。そのためには迅速に被害を受けた子どもから聴き取りをし、いじめを行っている子どもの行為を止めなければならない。合わせていじめを受けている子どもの心のケアを図ることが大切である。

このため、子どもの活動に関わる大人は日頃から学校を中心として緊密に連絡を

とれる体制を整えておくこと、また、学校及び池田市教育委員会においては、被害者のさまざまな状況に対応できるよう、日頃からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどを活用した教育相談体制の整備を進め、状況に応じて警察や福祉関係機関との積極的な連携を図るものとする。

(2) いじめの解消に向けて

いじめを行った子どもに対しては、自分が行った行為にきちんと向き合い、振り返ることができるよう指導することが大切である。いじめを行った子どもが相手の立場に立って、その痛みを感じとることができるよう、関係する大人は協力して対処する必要がある。

第2章 池田市としての取組

1. 池田市いじめ対策組織の充実

池田市では、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「池田市いじめ・不登校対策委員会」の機能の充実に努める。

「池田市いじめ・不登校対策委員会」は、学識経験者、池田子ども家庭センター、PTA、学校、池田市教育委員会その他の関係者により構成し、専門的及び市民の見地から本市のいじめの状況等を分析し、その防止対策について検討する。

2. いじめに関する専門家機関の設置

池田市では池田市教育委員会の附属機関として「池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会」を設置する。

学識経験者、福祉関係者、弁護士等で構成し、第三者機関としていじめ問題等の調査及び助言を行う。

3. 重大事態に係る調査委員会の設置

池田市では重大事態が学校で生じた際に、池田市教育委員会の判断で必要に応じ、附属機関として「池田市いじめ重大事態第三者調査委員会」を設置する。

学識経験者、福祉関係者、弁護士等で構成し、第三者機関として重大事態の調査を行う。

4. 学校への指導・支援と池田市教育委員会の取組

池田市及び池田市教育委員会は、いじめの防止等の対策を推進するために、以下の取組を行う。

(1) 豊かな心と社会性を育てる教育活動の推進について

- ・児童生徒が他者と望ましい関係の中で自分自身を高めていくことができるよう、日々の教育活動を通し、互いに認め合い支え合うことのできる「社会性」の育成を図る。

- ・道徳や特別活動などの取組を通し、自分を振り返り、自分で判断し、自主的に行動できる「自律性」の育成を図る。
 - ・これらの達成のため、小中一貫教育の理念に基づき、学園を単位としての連携を図る。
- (2) 教職員の資質向上に向けた取組について
- ・いじめの防止に向けた取組が、専門的知識と客観的な見地から行われるよう、教職員に対する研修を実施し、教職員の資質の向上に努める。
 - ・人権教育を柱とした児童生徒理解やカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニングなど各学校の実態に合わせた教職員研修が、各学校において適切に実施されるよう指導・支援する。
- (3) 児童生徒の心のケアに向けた支援について
- ・いじめの早期発見と児童生徒一人ひとりの心の状態を把握するため、アンケート調査の実施及びアンケート結果の有効活用について適切な支援を行う。
 - ・学校における相談機能の充実のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の安定に向けた有効な活用を図る。
- (4) インターネットを介したいじめに対する取組について
- ・児童生徒の発達段階に応じて、情報端末を安全に活用できる力が身につくよう情報モラル教育の充実を図る。
 - ・教職員が、インターネット上のいじめの現状などについて理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合に迅速な対応が可能となるよう研修等を実施する。
 - ・インターネット上でいじめにつながると思われる書き込み等が認められた場合、関係学校に情報提供するとともに、必要に応じ関係機関との連携を促す。
- (5) 保護者・地域との連携について
- ・保護者がいじめ防止対策推進法第9条に定められた責務を果たすためには、保護者同士また保護者と地域とのつながりの強化が必要となる。このため、PTA等と連携して啓発活動等の取組を行う。
- (6) 相談体制の整備とその周知について
- ・いじめの被害を受けている子ども及びその保護者が、安心して相談できるよう教育センターにおける相談機能の充実を図り、市民への周知に努める。
 - ・その他、大阪府教育委員会等が行っている教育相談・被害者救済システムについて、池田市教育委員会のホームページ等を活用し周知する。
- (7) 学校基本方針のPDCAサイクルの機能について
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことを各学校に対して指導助言を行う。

第3章 市立学校における取組

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針について

各学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を定める。各学校が国のいじめ防止基本方針等を参酌し、いじめの防止及び早期発見のための取組、いじめに対しての措置など、いじめ防止と対応についての全体に係る行動計画として策定する。

児童生徒や保護者とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、特にいじめ防止に対して児童生徒の主体的な活動が行われるよう留意する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の点検について

各学校は策定した学校いじめ防止基本方針に従い、いじめ防止及びいじめに対する措置に取り組む。

取組がより実効性のあるものとなるよう、学校基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているか、いじめ防止のために設置された校内組織を中心に点検し、必要に応じて見直していくよう努める。

2. いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 組織の構成と位置づけ

各学校は、これまで学校に設置されていた生徒指導等のための委員会を活用し、いじめ防止対策推進法の主旨に沿った役割を持たせるなどの方法で、当該校の複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によって構成されるいじめ防止のための組織を置くものとする。

(2) 組織の役割について

この組織は、学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割を担い、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

いじめが察知された場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割を持つ。

また重大事態が発生した場合は、池田市教育委員会からの指示により調査にあたる。

3. 学校におけるいじめの防止等に関する取組について

各学校においては、文部科学省の「いじめ防止のための基本方針的な方針」及び「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」を参酌し、各校のいじめ防止基本方針に沿っていじめ防止等に関する取組を行う。

(1) いじめの防止

いじめほどの児童生徒にも起こりうるという事実をふまえ、学校における教育活動が、児童生徒の自律を促し、自尊感情を高め、児童生徒がいじめに向かわないための力をつける取組とならなければならない。

児童生徒がストレスにとらわれることなく、周囲の友人や教職員との信頼関係を基に、主体的に授業や学校行事に取り組んでいくことができるよう、常に授業改善、学校行事の点検に取り組んでいくことが必要である。

またすべての教職員はその言動が児童生徒へ与える影響を常に意識し、児童生徒、保護者、地域との信頼関係を築き、いじめの防止等に徹底して取り組む姿勢を通して、いじめは許さないという雰囲気が学校に醸成されるように努めなければならない。

さらにいじめを生まない集団づくりにむけて、児童生徒がその発達段階に即して他者を理解する力を身につけることができるよう、さまざまな教育活動にねらいを持って取り組む必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われることから、教職員がいじめを早期に発見するためには、些細な兆候をも見逃さず、積極的に関わっていく姿勢が必要である。あわせて、一人ひとりの教職員が把握した情報を学校全体で共有する体制が必要である。

また、いじめの情報が児童生徒から教職員に早期にもたらされるためには直接いじめに関わっていない児童生徒も含め、教職員と児童生徒全体の信頼関係が重要であることはいうまでもない。

学校全体の体制としては定期的なアンケートや児童生徒との面談を実施するなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが重要である。

インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進に努め、児童生徒の意識の向上と、保護者の責任についての啓発に取り組むことが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止のための校内組織において速やかに対応策を協議する。その場合には、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握した上で、共通理解を図るとともに、解決に向けた手順と方針を決定する。

いじめを受けた児童生徒に対してはその安全を守るとともに、事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを行う。あわせて保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求める。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させる。このためには、加害児童生徒が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導する。あわせて加害児童生徒の保護者にも経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の責任を果たすことができるよう促し、学校の指導に対して協力を求める。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は必要とする。

なお、いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害が及ぶ場合には、被害児童生徒を守るために警察その他関係機関との連携を積極的に行う。この場合、学校が指導を委ねるのではなく、学校の指導のもと被害者の意向にも配慮した上で連携するよう配慮する。

第4章 重大事態への対応

児童生徒の生命・身体・財産に係る重大事態に対して、いじめ防止対策推進法第28条に則り、対策を講じるものとする。

1. 重大事態の意味と対処の方針

(1) 重大事態の意味について

(文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」)

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- などの状況をいう。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという訴えが、児童生徒やその保護者からあった時は重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は重大事態に係る情報を迅速に整理し、い

じめの概要を把握するとともに、池田市教育委員会に報告する。

池田市教育委員会は学校からの報告を受け、事実関係を整理し市長に報告を行う。

(3) 重大事態への対処について

いじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら万一重大事態が発生した場合には、池田市教育委員会及び学校は、以下の点に留意して取り組む。

- ・重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、いじめを受けた児童生徒の心身の安全と心のケアを最優先に取り組む。このために警察等他機関との連携も必要に応じて保護者と協議し検討する。

- ・重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感など、被害児童生徒の保護者の心情を十分配慮するとともに、その意向をていねいに聴き取り、いじめの解決に向けて、望ましい解決方法を共に検討する。

- ・いじめ防止対策推進法に基づく調査と並行し、いじめを行った児童生徒に対し責任の大きさを自覚させるとともに、その内面に迫った指導及び支援を行う。

- ・加害児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さと保護者の責任を認識させるとともに、解決に向け協力を求める。

2. 重大事態における調査

(1) 調査の目的について

この調査は事実を明確にし、再発を防止するためのものである。事実を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、誰から、どのような形で行われ、周囲の児童生徒、教職員や周囲の大人がどのように関わったのか、またいじめを生んだ背景にどのような状況があったのかなどについて、客観的事実をまとめ全体像を明らかにすることである。

(2) 調査組織について

調査にあたっては、学校のいじめ防止等の対策のための組織を活用して行い、池田市教育委員会は必要な人的支援及び指導を行う。

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じのおそれがあるような場合には、池田市教育委員会が調査を行う。

この場合は、池田市いじめ重大事態第三者調査委員会を活用する。

(3) 情報の提供及び報告について

調査結果については、速やかに池田市教育委員会から市長に報告を行う。

また、学校及び池田市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について適時、適切に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、池田市教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

3. 市長による再調査について

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(1) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、池田市いじめ問題調査委員会条例により「池田市いじめ問題調査委員会」を設置する。「委員会」は市長が、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する第三者等を委嘱する。

(2) 再調査をふまえた措置

市長は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において必要な措置を講ずる。また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

附 則

学期ごとに行ういじめに関するアンケート調査の結果および聞き取り内容について学校が保管する。保管期間は調査・聞き取り後5年間及び卒業後3年を満了すものとする。電子媒体での保管も可とする。

令和4年1月11日 一部改訂